

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」

2020 年度

公募要領

【公募名】

防災情報共有システムを基盤とした文理融合型の  
地域レジリエンス強化

【募集期間】

2021 年 2 月 1 日（月）～2021 年 3 月 1 日（月）（正午）



2021 年 2 月  
(第 1 版)

内閣府が実施する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」（以下「本事業」という。）において、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」という。）は、本事業の委託研究の実施を希望する主たる共同研究者（共同研究開発機関）を一般に広く募ることいたしました。

本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

## ◆課題名・プログラムディレクター

課題名：国家レジリエンス（防災・減災）の強化

プログラムディレクター：

堀 宗朗 国立研究開発法人海洋研究開発機構付加価値情報創生部門長

## ◆公募対象の研究開発課題

防災情報共有システムを基盤とした文理融合型の地域レジリエンス強化

## ◆事業開始までの主なスケジュール

公募開始	<u>2021年2月1日（月）</u>
公募説明会	2021年2月5日（金）11:00～12:00 Web会議システム形式
募集受付締切 (e-Radによる受付期限)	<u>2021年3月1日（月）正午《厳守》（仮）</u>

※ 公募説明会への参加申込は、防災科研ホームページをご覧下さい。

<https://www.bosai.go.jp/information/tender/study/>

書類審査期間	3月上旬
書類審査結果の通知	3月中旬
面接審査会の開催	3月18日（木）午後
採択決定通知	3月下旬
事業開始	4月上旬以降

注) 書類審査期間以降の日程は全て予定です。今後変更となる場合があります。

## ◆本公募に係る基本情報

・科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針：

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipkihonhoushin.pdf>

・戦略的イノベーション創造プログラム運用指針：

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>

・令和元年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）実施方針：

[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/r2sip\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/r2sip_housin.pdf)

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」研究開発計画：

[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9\\_resilience.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9_resilience.pdf)

# 目 次

I.	事業の概要について	1
1.	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の概要	1
2.	課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の概要	3
II.	募集に関する主要事項	6
1.	公募対象となる研究開発課題について	6
2.	研究開発課題の内容について	7
3.	研究開発の実施体制について	9
4.	研究開発課題の規模・期間等について	11
5.	応募の要件について	11
6.	選考について	12
	(1) 選考の流れ	12
	(2) 評価基準	12
	(3) 利害関係者の選考への不参加	14
	(4) 選考結果の通知等	14
	(5) 研究開発開始までの主なスケジュール（予定）	15
7.	決定後の責務等	15
	(1) 主たる共同研究者の責務等	15
	(2) 研究機関の責務等	17
8.	研究開発課題提案書（様式）の記入要領	19
III.	募集に関する一般事項	20
1.	提案書の作成・提出について	20
	(1) e-Rad 使用のための事前登録	20
	(2) e-Rad による応募申請	20
	(3) その他	21
2.	研究開発費について	22
	(1) 経費の使途について	22
	(2) 間接経費について	22
	(3) 繰越しについて	24
	(4) 費目間流用について	24
3.	応募に際しての注意事項	24
	(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	24
	(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	24
	(3) 研究開発費の不正な使用等に関する措置	26
	(4) 研究活動の不正行為に対する措置	28
	(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	30
	(6) 府省共通経費取扱区分表について	32
	(7) 研究設備・機器の共用促進について	32
	(8) 博士課程（後期）学生の待遇の改善について	33
	(9) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	34
	(10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	35
	(11) 研究者情報の researchmap への登録について	36



## I. 事業の概要について

### 1. 戰略的イノベーション創造プログラム（SIP）の概要

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会のあり方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持ちます。しかしながら、わが国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれています。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を作り上げていくための司令塔として、その機能を抜本的に強化することが求められています。科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要があります。

このため、平成26年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）が創設され、内閣府に計上されました。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段です。

今、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国の産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められています。このためには、各府省の取り組みを俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要があります。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取り組みに対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する戦略的イノベーション創造プログラム（以下、「SIP」という。）が創設されました。

#### 用語説明

##### ○ガバニングボード（GB）

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とするガバニングボード（以下「GB」という。）は、SIPの着実な推進を図るため、SIPの基本方針、SIPで扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行います。

##### ○プログラムディレクター（PD）

内閣府に課題ごとにおかれているプログラムディレクター（以下「PD」という。）は、担当する対象課題の研究開発計画等を作成し、中心となって進めます。また、研究開発計画の推進にあたっては、研究開発課題の決定を行うとともに、研究開発計画

策定および実施の過程においては、研究開発内容の修正・組み替えを含めたマネジメントを行います。

### ○推進委員会

推進委員会は、内閣府に課題ごとに置かれます。PDが議長、内閣府が事務局を務め、関係省庁、管理法人（以下項目参照）、専門家等から構成されます。当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行います。

### ○管理法人

管理法人は、研究開発計画に沿って、当該課題を推進する研究責任者（管理法人から研究を受託する者）の公募、委託研究契約等の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、専門的観点からの技術評価（Peer Review）を用いた自己点検の実施、PD等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析、広報活動等、その他研究開発の推進にあたって必要な調整を行います。

なお、本事業の管理法人としては、研究開発計画において、国立研究開発法人防災科学技術研究所が指定されています。

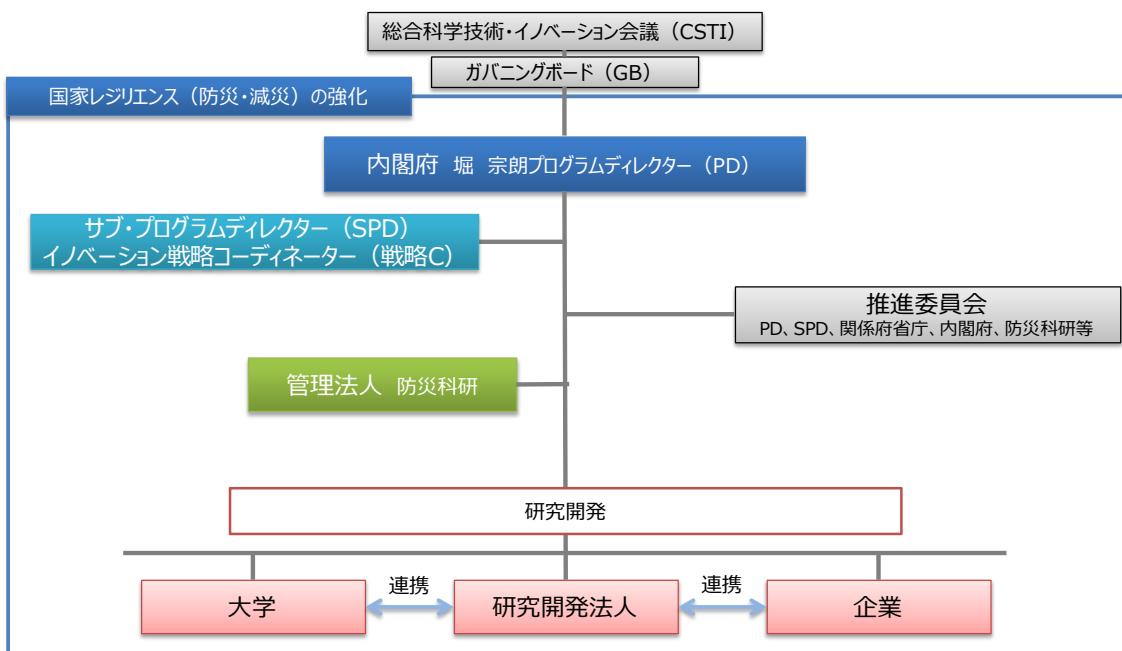


図1：体制図

## 2. 課題「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」の概要

第37回総合科学技術・イノベーション会議において、「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」がSIP第2期（2018年度～2022年度）の対象課題の一つとして決定され、堀宗朗国立研究開発法人海洋研究開発機構付加価値情報創生部門長が同課題を担当するPDに就任しました。

本事業（国家レジリエンス（防災・減災）の強化）の概要は下記のとおりです。なお、詳細は本事業に係る研究開発計画をご覧ください。

【参考】戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」研究開発計画

[https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9\\_resilience.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/9_resilience.pdf)

### （1）意義・目標等

大規模地震・火山災害や気候変動により激甚化する風水害に対し、市町村の対応力の強化、国民一人ひとりの命を守る避難、広域経済活動の早期復旧を実現するために、南海トラフ地震等の防災に関する政府計画を実施する必要があります。

そこで、本事業では、防災に関する政府計画（例えば、南海トラフ地震で想定される死者33万2千人の被害を、8割以上削減）の実施に必要となる主要な研究開発項目の全てについて、実用に供し得るレベルでの研究開発を完了し、社会実装の目処を付けます。具体的には、本事業で対象とする2つの統合システムについて、最先端技術を取り入れた研究開発を行い、逃げ遅れゼロを目指して、国及び異なるタイプの複数の自治体で実用化します。

これにより、政府目標達成に資するとともに、災害時のSociety 5.0の実現を目指し、SDGsに貢献します。

### （2）研究開発の内容

国家レジリエンス（防災・減災）を強化するため、以下の2つの統合システムの研究開発を行います。

#### ○ 避難・緊急活動支援統合システム

- ・ビッグデータを活用した災害時の社会動態把握や、衛星等を活用した被害状況の観測・分析・解析を、政府の防災活動に資するよう発災後2時間以内に迅速に行える技術
- ・スーパー台風、線状降水帯について、広域応急対応や避難行動等に活用できるよう、必要なリードタイムや確からしさを確保して予測する技術

#### ○ 市町村災害対応統合システム

- ・短時間でビッグデータを解析し、避難対象エリアの指定や避難勧告・指示

を行うタイミングの判断に必要な情報を自動抽出する情報処理技術

### (3) 実施体制

PD は、研究開発計画の策定や推進を担います。研究体制を最適化する工夫として、各施策に関する専門家等複数名をサブ・プログラムディレクター（以下「SPD」という。）に選定し、研究開発計画の策定や推進にあたり PD を補佐します。また、産業動向や政策等に精通する専門家等複数名を、イノベーション戦略コーディネーターに選定し、各施策において実用化に向けた支援を行います。さらに、PD を議長、内閣府が事務局を務め、関係府省庁、専門家等が参加する推進委員会において研究開発の実施等に必要な調整等を行います。

また、管理法人は、防災科研が務め、公募・委託、資金管理、課題の進捗管理、広報・成果発信等を行います。

### (4) 産業界からのコミットメント

防災分野には民間企業が参入できるような市場形成がなされておらず、マッチングファンド自体がそもそも容易ではないが、研究開発成果の社会実装に向けて、衛星、AI、ビッグデータ等で災害に係る新技術の研究開発においては、ビジネス展開の観点から産業界（民間企業）の参画が期待されるところであり、公費による適切な支援が重要です。

このため、民間投資の呼び水となるような開発成果を創出することにより、今後の産業界からの投資（人的、物的投資を含む）を、研究開発施策のうち、研究開発費の総額（国と産業界からの投資との合計）の 3 %程度以上を期待しています。

### (5) 知的財産に関する事項

管理法人及び研究開発項目毎に選定した研究責任人者の所属機関に、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知的財産権」という。）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ知的財産権の実施許諾に関する調整等を行うための委員会（以下、「知財委員会」という。）を置き、発明者や事業化を進める者のインセンティブを確保し、かつ、国民の利益の増大を図るべく、知的財産の適切な管理を行います。

### (6) 評価に関する事項

GB による毎年度末の評価の前に、PD 及び研究責任者による自己点検を実施するとともに、PD・SPD・戦略 C で構成される評価会において、次年度の継続の可否も含めて審査します。また、管理法人において専門的知見を踏まえた外部有識者によるピアレビューを実施します。

## (7) 出口戦略

- ・出口指向の研究開発推進：

実装イメージを当初から設定し、研究開発の実装先となる関係機関が当初から参画し、ユーザーサイドのニーズを研究開発段階から反映していくことで確実な社会実装を実現します。

研究開発テーマごとに訓練や実際の災害現場で実証を行い、実証結果を研究にフィードバックすることで段階的な実装と横展開を推進します。

## II. 募集に関する主要事項

### 1. 公募対象となる研究開発課題について

本事業は下記 I ~ VII の研究開発項目で構成されます。

研究開発項目	
I.	避難・緊急活動支援統合システム開発
II.	被災状況解析・共有システム開発
III.	広域経済早期復旧支援システム開発
IV.	災害時地下水利用システム開発
V.	線状降水帯観測・予測システム開発
VI.	スーパー台風被害予測システム開発
VII.	市町村災害対応統合システム開発

そして、今回公募対象となる研究開発課題は次のとおりであり、これは、研究開発項目「VII. 市町村災害対応統合システム開発」に位置付けられます。

公募対象となる研究開発課題
防災情報共有システムを基盤とした文理融合型の地域レジリエンス強化

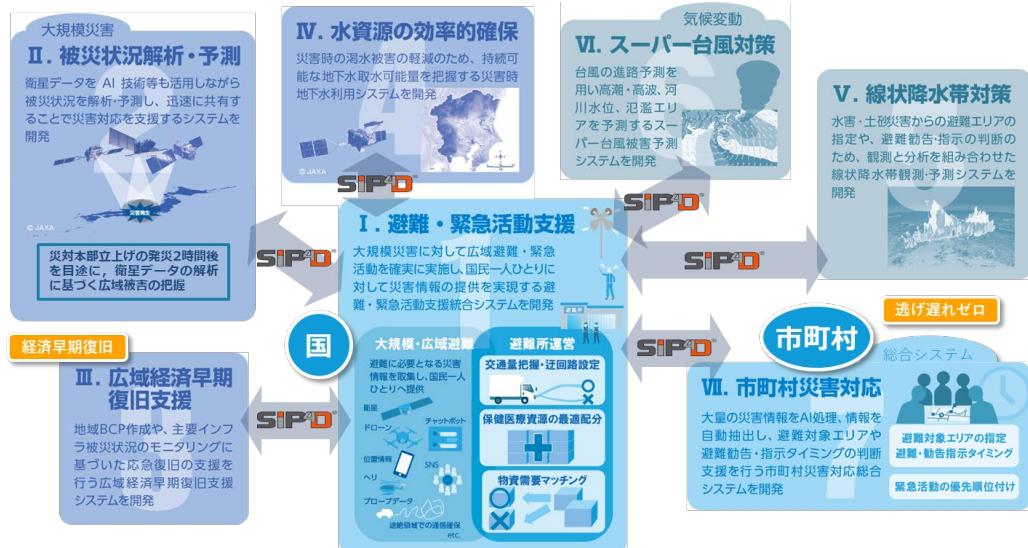


図2：本事業の全体構想

## 2. 研究開発課題の内容について

公募対象となる研究開発課題の内容は次のとおりです。研究開発課題の提案に当たっては、社会実装を見据えた研究開発を推進する必要があるため、研究開発終了時における社会実装目標を示して研究開発課題提案書を作成して下さい。

### 防災情報共有システムを基盤とした文理融合型の地域レジリエンス強化

#### (1) 公募の背景

頻発化・激甚化する風水害、将来発生が確実視される巨大地震に対して、災害対応を効率化し災害復旧を迅速化するため、レジリエンスを劇的に向上させるチャレンジングな研究開発を実行します。

災害対応と災害復旧においては、府省庁連携および国・県・市町村の連携が必要であることを認識し、先行的に取り組んでいる SIP において開発した技術を軸に、先端 ICT 利用による情報連携を基盤としてそれを発展するため研究開発と効果的な利用を実現させる研究開発を広く募ることとしました。

SIP では、府省連携を基軸とした国向け情報共有システム基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）を開発し、都道府県防災情報システムとの連接を進め、さらに、SIP4D と連携した避難判断等市町村災害対応統合システム（IDR4M）の研究開発を推進しています。今回、これまで進めてきた本事業のテーマVII（避難判断・訓練支援等市町村災害対応統合システムの開発）のサブテーマとして、レジリエンスを劇的に向上させるチャレンジ研究項目を追加し、その効果的な利用を実現させるため、広く知見を活かしていく公募研究を行います。

#### (2) 公募対象機関

地域の防災力の向上に向けては、防災対策の主体となる自治体に対して、大学等が有する防災・減災の知見を活用することが有効です。そのため、IDR4M の研究開発を核とした更なる研究を進めるにあたって、防災・減災に取り組む全国各地域の大学機関等が連携を図り、これまで進めてきた研究開発を発展させ効率的な利用を実現させるため、公募対象は、日本国内の国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人または高等専門学校のうち、研究開発を実施している機関に所属している者を対象とし、研究成果の利用先となる自治体を選定し参画機関とすることを応募の条件とします。一つの機関による単独提案の他、複数機関によるチーム提案も可とします。

#### (3) 研究開発の基本方針

例えば、避難指示等や緊急活動の優先順位付け等、市町村の意思決定の支援強化を目的に、意思決定に資するハザード・脆弱性・リスク評価等の妥当性・正統性の確保、リスクコミュニケーション

ケーションの確保等の研究を展開します。実施にあたっては IDR4M を活用し、人文社会科学的観点からの研究を重視した文理融合による研究内容とします。

#### （4）研究開発課題

研究計画の立案においては、研究開発において対応が必要不可欠な必須研究項目と、大学等が有する知見やイノベーティブな発想により取り組むことがより望ましい推奨研究項目を定めましたので、本研究開発課題の中での具体的な研究テーマを定めるに際して参照してください。

##### ●必須研究項目

市町村の災害対応の意思決定支援の強化を目的に、IDR4M を活用した研究開発を進める。具体的には、以下の項目の双方、又は、何れかを含み文理融合による研究であること。

- 市町村長の意思決定に資するハザード・脆弱性・リスク評価とその活用に関する妥当性・正統性の確保
- 災害リスク評価・意思決定事項に関するリスクコミュニケーションの構築と信頼性の確保

##### ●推奨研究項目

応募に際して、上記の必須研究項目の研究に加え、大学等が有する知見やイノベーティブな発想により、以下に例示する研究内容が提案に含まれていることがより望ましい。

- IDR4M の機能の地震災害や火山災害への応用・拡充・利用
- IDR4M に加え SIP4D の活用も視野に入れた広域的（市町村・県を越える）災害対応システム構築
- IDR4M の活用した防災計画や訓練による地域防災力の向上
- 住民・企業・医療機関等の自律的災害対応への活用
- 事前防災・事前復興への活用
- リスク評価・リスクコミュニケーション等に関わる新たな研究開発課題の抽出
- その他、地域レジリエンスの強化や地方創生に資する研究開発

### 3. 研究開発の実施体制について

応募者は、採択された場合、テーマVIIの研究責任者及び社会実装責任者の下、テーマVIIを構成する共同研究開発機関の一つとして参画します。

共同研究開発機関には主たる研究担当者のほか、社会実装担当者を置き、社会実装を見据えた研究開発を実施します。主たる共同研究者が社会実装担当者を兼ねることは可能ですが、専任の者がいることが望ましいものとします。

これら研究開発の実施体制については、PD等がその必要性や適切性等を厳正に評価します。

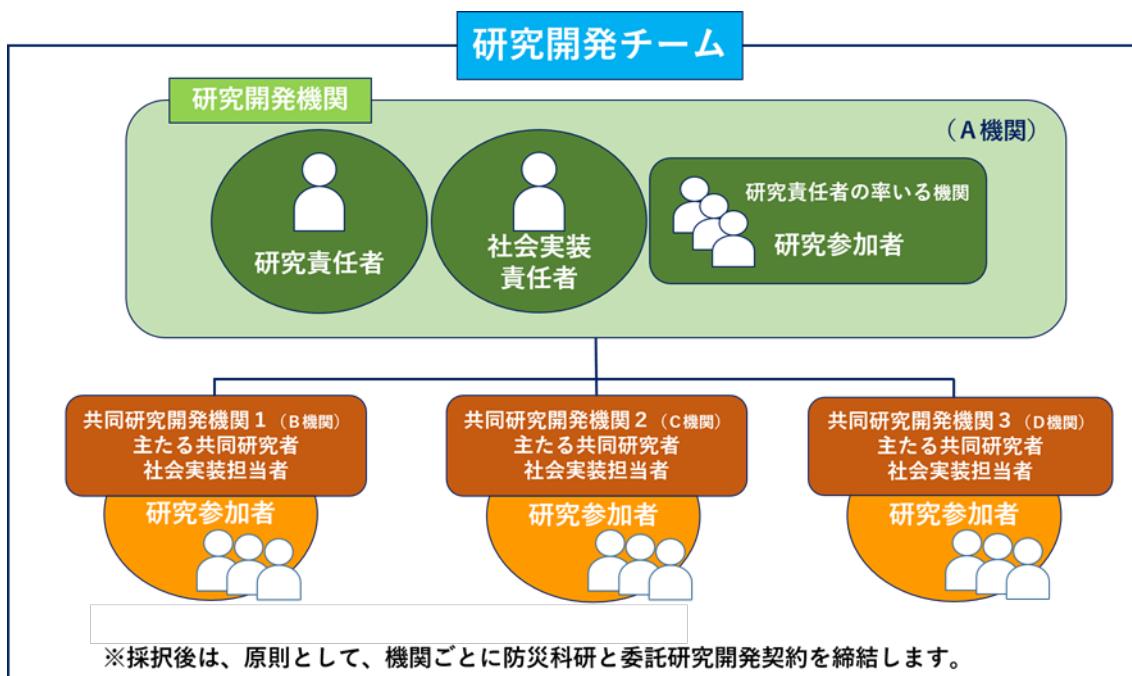


図3：研究開発の実施体制

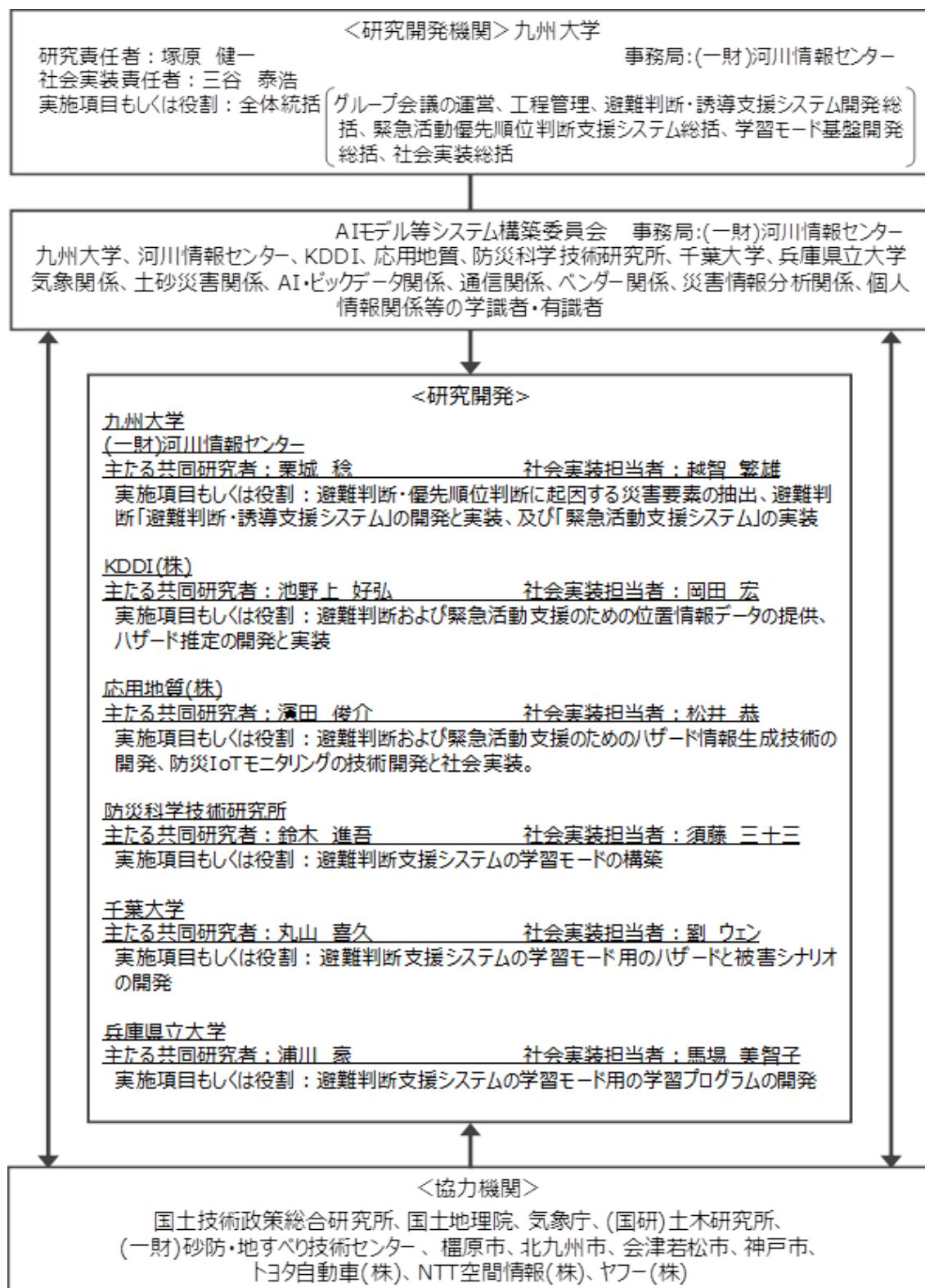


図4：テーマVIIの研究開発の実施体制

## 4. 研究開発課題の規模・期間等について

### (1) 研究開発費の規模

上限 10 百万円（1 事業年度あたり）

### (2) 事業期間

2021 年度～2022 年度（2 事業年度）

### (3) 採択件数

最大 7 件程度

## 5. 応募の要件について

### (1) 応募者の要件

応募は、日本国内の国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人または高等専門学校のうち、研究開発を実施している機関に所属している者を対象とします。一つの機関による「単独提案」、複数機関による「チーム提案」が可能です。「チーム提案」の場合、代表機関より応募してください。

また、応募に際しては、以下の要件を満たしている必要があります。

- ① テーマVIIの研究責任者及び社会実装責任者の下、共同研究開発機関の主たる共同研究者として当該研究開発を推進できること。
- ② これまでの研究で自治体との連携実績があること。
- ③ 災害情報の定量的な分析に基づく研究の実績を有すること。
- ④ 文理融合の研究体制を構築できること。
- ⑤ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。

### (2) 応募内容の要件

応募内容の要件は以下のとおりです。

- ① 必須研究項目の研究内容が具体的に示され、目標設定が定量的かつ明確に示されていること。
- ② イノベーティブな技術や斬新なアイデアに基づく開発でありながら、実用性があること。
- ③ 災害対応を担務する国の地方出先機関（地方整備局）や都道府県の実務機関と一緒にとなった研究体制が構築できること（例：国や県の機関がモデル自治体を推薦し、それらの機関の支援協議の下で、大学等の機関が、モデル自治体と連携して

研究を進める)。

- ④ 公募研究期間（2年）以後の活動持続体制の見込みを考慮していること。

## 6. 選考について

### （1）選考の流れ

#### ① 形式審査

防災科研は、提案が応募の要件を満たしているか、について審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査対象外となります。

#### ② 書類審査

PD 等で構成される公募審査委員会が応募された提案書類を審査し、面接審査の対象となる応募者を選考します。

#### ③ 面接審査

公募審査委員会が面接審査を実施し、主たる共同研究者候補を選定します。面接審査には応募者本人が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則としますが、困難な場合、英語での面接も可能です。

#### ④ 主たる共同研究者の決定

公募審査委員会による審査結果に基づき、PD 及び内閣府の了承を経て研究開発課題を実施する主たる共同研究者を決定します。

審査は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

### （2）評価基準

審査における評価基準は以下のとおりです。

#### 1. 実施内容の妥当性

- (1) 本事業およびテーマVIIの目的や目標に合致した内容であるか。
- (2) 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。具体的かつ定量的な成果指標が適切に設定されているか。
- (3) 研究開発および社会実装の実施内容が具体的に示され、手法・進め方が適当であるか。
- (4) 新規性・実用性・波及効果があるか。

#### 2. 実施計画の妥当性

- (1) 実施計画、期間の設定が適当であるか。
- (2) 研究開発期間終了後（2023.4 以降）の活動持続体制の見込みが考慮されているか。
- (3) 経費が適当であるか。

### 3. 実施体制の妥当性

- (1) 文理融合の実施体制を構築しているか。研究開発および社会実装を着実に推進し、成果をとりまとめるための能力を有しているか。
- (2) 過去に自治体と連携した防災に関する研究開発を実施したことがあるか。
- (3) 過去に災害情報の定量的な分析に基づく研究開発を実施したことがあるか。
- (4) 研究開発および社会実装の実施に必要な人材、連携体制、施設・設備等が確保されているまたは確保が可能な計画か。（市町村や災害対応を担務する国の方出先機関（地方整備局）や都道府県の実務機関と一体となった体制が構築できること）
- (5) 地区防災計画等具体的な防災減災計画作成や市町村の災害復旧復興計画の策定及び遂行への参画実績があるか。（参画実績がある場合は加点する。）

提案内容が科学的な学理に基づいていることを明確に示して下さい。単なる思い付きではなく、提案に至った根拠となる何らかのデータが示されていることが必要です。

### 【参考】

#### 第2期 SIP が満たすべき要件

- ① Society 5.0 の実現を目指すもの。
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野。
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確。  
（5 年度の事業化等の内容が明確）
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有していること。
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組みであること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一気通貫の研究開発。
- ⑨ 「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進（オープン・クローズ戦略を有していること）。
- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン。

### (3) 利害関係者の選考への不参加

応募者の利害関係者は、当該応募内容の選考には関わりません。

利害関係者とは、以下の者をいいます。

- ・ 応募者等と親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者。
- ・ 応募者等と大学等の研究機関において同一の学科、研究室等または同一の企業に所属している者。
- ・ 応募者等と緊密な共同研究を行う者。  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは応募者等提案の研究開発課題の中での研究分担者など、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- ・ 応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ・ 応募者等の応募内容の採否又は評価が直接的な利害につながると見なされるおそれがある対立的な関係若しくは競争関係にある者。
- ・ その他 PD が利害関係者と判断した場合。

### (4) 選考結果の通知等

- ・ 書類審査の対象となった全ての応募者に対し、選考結果を通知します。面接審査の対象となる応募者には、併せて面接審査の日程・実施要領等を連絡します。なお、形式審査で不備があった応募者についても、その結果を通知します。
- ・ 面接審査の結果は、主たる共同研究者の決定後、面接審査の対象となった全ての応募者に通知します。併せて、決定した主たる共同研究者については、その研究開発課題名、主たる共同研究者の氏名・所属機関名、概要をホームページ等で公表します。
- ・ 不選定となった応募提案に対しては、その理由を後日応募者に通知します。なお、応募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。
- ・ なお、採択に当たっては、条件（研究内容及び体制の一部変更、提案額の見直し等）を付す場合があります。

## (5) 研究開発開始までの主なスケジュール（予定）

提案の募集開始	2月 1日（月）
提案の募集受付締切 (e-Rad による受付期限日時)	3月 1日（月） 正午《厳守》
書類審査期間	3月上旬
書類審査結果の通知	3月中旬
面接審査会の開催	3月 18日（木）午後
採択の決定通知・発表	3月下旬
研究開発開始	4月上旬

- ※ 記載の日付は全て 2021 年です。
- ※ 書類審査期間以降の日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。
- ※ 面接審査会は 3 月 18 日（木）に Web 会議システム形式にて実施予定です。
- ※ 募集説明会の詳細情報および参加申込は、防災科研ホームページでご確認下さい。

<http://www.bosai.go.jp/tender/study/>

## 7. 決定後の責務等

### (1) 主たる共同研究者の責務等

以下の①～⑦に記載の内容は研究責任者の責務として示すものであり、主たる共同研究者の責務も下記に準じます。

#### ① 研究開発の推進及び管理

- a. 研究開発実施計画の立案とその推進、研究成果の社会実装に関するこをはじめ、研究開発機関、あるいは共同研究開発機関を編成するときは双方（以下「研究開発チーム」）に対して管理責任を負うこととなります。
- b. 研究責任者の責務として、研究開発チーム全体の研究開発及び社会実装について、研究開発・社会実装の進捗を把握し、研究開発チームに対して必要な監督・助言を行うなど、研究開発チーム全体に対する適切な管理を行って下さい。
- c. 研究開発の推進に当たっては、PD の研究開発に関する方針に従うものとし、これに反する場合、研究責任者の変更等を PD が求めることがあります。
- d. 防災科研に対する研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出して下さい。
- e. 自己点検、防災科研による研究開発評価・経理の調査、不定期に行われる国による会計検査等にご対応をお願いいたします。
- f. 防災科研と研究責任者が所属する研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及び防災科研の定める諸規定等に従って下さい。

#### ② 研究開発費の管理

研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を研究責任者が所属する研究機関とともに適切に行って下さい。

③ 研究開発チームメンバーの管理

研究責任者は、研究開発チームのメンバー、特に本研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。

④ 研究開発成果の取り扱い

- a. 知的財産等の取り扱いについては、「I－2（5）知的財産に関する事項」に従うことが前提となります。
- b. 国内外での研究開発成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨いたしますが、発表により公知となり知的財産権が取得不可とならないよう十分ご留意願います。
- c. 知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願して下さい。
- d. SIPにおける研究開発成果を論文・学会等で発表する場合は、必ずSIPの成果である旨を明記して下さい
- e. 内閣府及び防災科研が国内外で主催するワークショップやシンポジウム等に研究開発チームのメンバーとともに参加し、研究開発成果を発表して下さい。
- f. その他、研究開発成果の取り扱いは、SIP運用指針、PD・推進委員会及び今後研究開発項目ごとに設置される知財委員会の方針、及び、参画機関間で締結する共同研究契約等（7.（2）③参画研究機関間の共同研究契約等の締結 を参照）の定めに従って適切に行っていただきます。

⑤ 各種の情報提供

研究開発終了後、一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

⑥ 国民との科学・技術対話

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣 総合科学技術会議有識者会議）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った雙方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけており、1件あたり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。

科学・技術に対する国民の理解と支持を得るために、シンポジウム・ワークショップなど国民との科学・技術対話に積極的に取り組んで下さい。

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣 総合科学技術会議有識者会議）：

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

⑦ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組について

研究責任者及び主たる共同研究者は、防災科研の研究費が国民の貴重な税金でまかねられていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。研究責任者及び主たる共同研究者には、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を防災科研に提出していました。

- a. 公募要領等の要件を遵守する。
- b. 防災科研の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないこと。
- c. 研究上の不正行為（捏造、改ざん及び濫用）及び研究費の不正な使用を未然に防止するために、自らが研究倫理教育に関するプログラムを履修するとともに、参加する全ての研究者等に対して研究倫理教育に関するプログラムの受講について周知徹底すること。

（2）研究機関の責務等

研究機関（研究責任者が所属する研究開発機関および主たる共同研究者が所属する共同研究開発機関）の責務等は、以下のとおりです。応募に際しては必要に応じて、関係する機関等への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行って下さい。

① 研究開発費の管理

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

また、取得した物品等は、原則として研究機関に帰属します。ただし、研究機関が企業等の場合、委託研究契約に基づき、取得した物品等※の一部は防災科研に帰属します。（P. 67 もご参照下さい）

※研究機関が企業等の場合、取得した物品等が 50 万円以上で、かつ使用可能な期間が 1 年以上のものは防災科研に帰属します。

② 委託研究契約締結手続きに関する協力

研究開発費を受け取る全ての研究機関は、防災科研が提示する内容で委託研究契約を締結していただきます。効果的な研究開発の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きにご協力を願いいたします。なお、委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

### ③ 参画研究機関間の共同研究契約等の締結

それぞれの研究開発チームの全参画機関間で共同研究契約、あるいは覚書等（以下、「共同研究契約等」とする）の取り交わしを行っていただきます。

当該共同研究契約等では、研究責任者が決定時に提出する研究開発実施計画書を踏まえ、研究開発成果・知的財産の取り扱い、秘密保持等の情報規約、各機関の役割分担について定めていただきます。当該共同研究契約等は、全ての参画機関間で締結されている必要がありますが、契約の形態（一対一契約か複数者契約か）については問いません。共同研究契約等が締結された時点で、その写しを防災科研に提出していただきます。提出していただいた写しは体制の把握をするためだけに用い、非公開となります。

SIP 研究開発に係る特許出願及び成果の外部発表は、当該共同研究契約等の締結が完了するまでは、当事者同士の事前の承認が必要となります。

### ④ 適正な経理事務と調査対応

委託研究契約書及び防災科研が定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行って下さい。また、防災科研に対する所要の報告等、及び防災科研による経理の調査や国会計検査等に対応して下さい。

### ⑤ 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）について

委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願及び設定登録等される際は、防災科研に対して所要の報告をして下さい。また、第三者に譲渡及び専用実施権等を設定する際は、防災科研の承諾が必要です。

### ⑥ 知的財産権の帰属・取り扱いについて

委託研究の実施に伴い発生する特許等を受ける権利について、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

また、知的財産権の取り扱いについては、SIP 運用指針、PD 及び研究開発項目ごとに設置されている知財委員会の方針、及び、参画機関間で締結する共同研究契約等の定めに従って適切に行っていただきます。

### ⑦ 研究倫理教育教材の履修義務

研究上の不正行為を未然に防止するため、研究機関は全ての研究開発参加者に対し、研究倫理教育に関するプログラムの履修義務を周知徹底し、研究開発参加者の履修プログラムの名称、履修完了日等を確認し、研究開発参加者全員の研究倫理教育教材の履修完了について、指定した書式により防災科研へ報告していただきます。

8. 研究開発課題提案書（様式）の記入要領

別途指定する様式及び記入要領に従い、提案書を作成して下さい

### III. 募集に関する一般事項

#### 1. 提案書の作成・提出について

- ✓ 提案書は日本語で作成してください。
- ✓ 提案書の提出は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行ってください。e-Rad のログイン ID、パスワードが必要になります。
- ✓ 提出期限 2021 年 3 月 1 日(月)正午

##### (1) e-Rad 使用のための事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

###### ①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

###### ②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

##### (2) e-Rad による応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

###### <注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に防災科研に問い合わせてください。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。（e-Rad には、Word や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当た

って、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

④提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかつた場合は、防災科研まで連絡してください。

### (3) その他

・応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類様式を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

#### ・e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは防災科研にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問合せ等には一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	防災科研 戦略的イノベーション推進室	sip_koubo@bosai.go.jp
e-Radの操作に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-066-877（ナビダイヤル） 受付時間：9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く

○本課題の公募ウェブサイト : <https://www.bosai.go.jp/information/tender/study/>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

## 2. 研究開発費について

### (1) 経費の使途について

研究開発費（直接経費）の使途については、以下のとおりです。

- a. 当該研究開発の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。
  - 1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
  - 2) 旅 費：研究責任者、主たる共同研究者及び研究参加者の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
  - 3) 人件費・謝金：  
当該研究開発を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、研究開発実施計画書に研究参加者として登録がある者的人件費（但し、研究責任者および主たる共同研究者を除く）、講演依頼謝金等。また、人件費支出に係る詳しい要件等は、委託研究契約事務処理説明書等をご確認下さい。
  - 4) その他：上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費。  
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等  
費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関の規則・規定に従います。
- b. 「国民との科学・技術対話」に関する経費に関しても、直接経費から支出可能です。
- c. 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。
  - 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
  - 2) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
  - 3) 研究責任者、共同研究開発機関の主たる共同研究者的人件費

(注) 防災科研では、研究費の柔軟で効率的な執行を研究機関に対して要請するとともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。また、大学等（国公立及び独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等で防災科研が認めるものを含む。）と企業等（主として民間企業等の「大学等」以外の研究機関）では、事務処理等の取扱いが異なる場合があります。詳しくは、委託研究事務処理説明書等（URL：<https://www.nied-sip2.bosai.go.jp/business/index.html>）をご参照ください。

### (2) 間接経費について

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するに必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として、原則、直接

経費の15%を上限に手当することが可能です。

間接経費の主な使途としては、以下をご参照下さい。

### 間接経費の主な使途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があつても、本委託研究の管理等に関連がない経費への支出はできません。

#### (1) 管理部門に係る経費

- (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (イ) 管理事務の必要経費
  - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
  - など

#### (2) 研究部門に係る経費

- (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費
  - 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
  - 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (オ) 特許関連経費
- (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費
- (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費
- (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (サ) 大型計算機（スペコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- など

#### (3) その他の関連する事業部門に係る経費

- (ス) 研究成果展開事業に係る経費
- (セ) 広報事業に係る経費
- など

### (3) 繰越しについて

当該年度の研究開発実施計画に沿った研究推進を原則としますが、単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄使いや不正経理の一因となることに配慮し、研究開発実施計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。(繰越制度は、複数年度契約を締結する機関を対象とします。)

詳細は、委託研究契約事務処理説明書をご確認下さい。

### (4) 費目間流用について

費目間流用については、防災科研の承認を経ずに流用可能な範囲を、当該事業年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）以内としています。

## 3. 応募に際しての注意事項

### (1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- 採択された機関・代表者に関する情報等の取扱い  
決定された代表者に関する情報（所属研究機関名、代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

提案書は、選定後、研究推進のために防災科研が使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することができます。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

### (2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

- 不合理的な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

## 【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

### (ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、卷末のお問い合わせ先（[sip\\_koubo@bosai.go.jp](mailto:sip_koubo@bosai.go.jp)）まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### (イ) 「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、卷末のお問い合わせ先（[sip\\_koubo@bosai.go.jp](mailto:sip_koubo@bosai.go.jp)）まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成29年6月22日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（様式7）。

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）※<sup>1</sup>等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究開発費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合があります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。
- 研究提案者が2020年度および2021年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、卷末のお問合せ先（sip\_koubo@bosai.go.jp）まで速やかに連絡してください。

### （3）研究開発費の不正な使用等に関する措置

- 本事業において、研究開発費を他の用途に使用したり、防災科研から研究開発費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究開発課題について、研究の中止、研究開発費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかつたものの善管注意義務に違反した研究者※<sup>2</sup>に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、

---

※<sup>1</sup> 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※<sup>2</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかつたものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者ことを指します。

新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度<sup>※3</sup>において、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。  
(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度<sup>※3</sup>において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

#### 【不正使用等の申請等資格制限】

不正使用及び不正受給 への関与による区分	研究費等の不正使用の程度		相当と認められ る期間
不正使用を行った研究 者及びそれに共謀した 研究者 ※ 1	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1 以外	① 社会への影響が大き く、行為の悪質性も高い と判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さ く、行為の悪質性も低い と判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段 により競争的資金を受 給した研究者及びそれ に共謀した研究者	—		5年
不正使用に関与してい ないが善管注意義務に	—		善管注意義務を 有する研究者の

<sup>※3</sup> 「他の競争的資金制度」には、令和2年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的な対象制度については以下URLをご覧ください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

違反して使用を行った 研究者 ※ 2		義務違反の程度 に応じ、上限 2 年、下限 1 年
--------------------------	--	---------------------------------

以下の場合は、応募制限を科さず、厳重注意を通知します。

※ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※ 2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

#### (4) 研究活動の不正行為に対する措置

- 本事業の研究開発課題に関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、次表の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

【不正行為の申請等資格制限】

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
	3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

- 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定され申請及び参加資格の制限が措置された場合、当該研究者の不正行為の内容を、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文科省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に対して情報提供を行います。その結果、文科省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。
- 文科省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の国立研究開発法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により応募及び参加の制限

が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格が制限されます。

- 本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）について、原則公表することとします。

#### (5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

- 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が国費であることを十分認識するとともに、関係する法令等を遵守し、本事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為等を未然に防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記ホームページをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

[※]「不正行為等」とは、以下に掲げる「不正行為」、「不正使用」及び「不正受給」を総称しています。

- ア 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用
- イ 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用
- ウ 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されること

- 「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」について

- ・研究機関<sup>※4</sup>は、公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下後者を「研究不正行為チェックリスト」という。）により定期的に文部科学省へ報告するとともに体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。
- ・新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに上記2種類のチェックリスト（以下「両チェックリスト」という。）を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて文部科学省へ提出してください。なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」と「研究不正行為チェックリスト」はe-Radを使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので注意してください。
- ・他事業の応募等により、その有効期限が当該事業年度も含まれる両チェックリストを既に提出している場合は、委託研究契約締結に際して、新たに提出する必要はありませんが、「体制整備等自己評価チェックリスト」は公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められており、翌事業年度以降も継続して事業を実施する研究機関は、改めてその提出が必要となります。また「研究不正行為チェックリスト」の定期報告も含め、e-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡および文部科学省のHPにより両チェックリストの提出に関する周知が行われる予定ですので、最新情報を確認の上、ご作成ください。
- ・チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの登録を行っていない研究機関にあっては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要します）。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「研究機関の登録申請の方法」をご覧ください。

○e-Rad「研究機関の登録申請の方法」

<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

< 提出方法の詳細等 >

提出先および提出方法の詳細等	
体制整備等自	文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

<sup>※4</sup> 研究責任者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

己評価チェックリスト	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm</a>
研究不正行為チェックリスト	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm</a>
e-Radへの研究機関の登録 e-Radの操作方法	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク 電話：0570-066-877 受付時間：9:00～18:00（平日） (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

○ 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査および研究活動の不正行為への対応等に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、改善事項およびその履行期限を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金のうち、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人から配分される間接経費の削減（段階に応じ最大15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

（6）府省共通経費取扱区分表について

本制度では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kubunhyo.pdf>

（7）研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強

化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本課題により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各大学等において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について

（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

○研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）

（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

○競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成29年4月20日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouruuru.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf)

○大学連携研究設備ネットワーク事業

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

## （8）博士課程（後期）学生の待遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人におけるTA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程（後期）学生的雇用の拡大と待遇の改善が求められています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費におけるRA等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

この他、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」（審議まとめ）（平成31年1月22日中央教育審議会大学分科会）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—中間まとめ」（令和元年10月24日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においても、競争的資金や企業との共同研究等を含め多様な財源を活用した支援が必要であるとされ、博士課程（後期）学生のRAへの積極雇用や処遇の充実やTAの充実、研究時間確保に向けた取組としてもTAの積極的な導入による教員の授業負担の軽減が求められています。

これらを踏まえ、本課題において、研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生を積極的にRA・TAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、本課題へ応募する際には、上記の博士課程（後期）学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

#### （9）若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

○文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)

## (10) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。
- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonot](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonot)

#### （11）研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。

また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されており、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

国立研究開発法人 防災科学技術研究所

戦略的イノベーション推進室

〒305-0006 茨城県つくば市天王台三丁目 1 番地

E-mail : [sip\\_koubo@bosai.go.jp](mailto:sip_koubo@bosai.go.jp) \*

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になることを、予めご了承下さい。